



ガスプロムに対する欧州委員会の5月24日付け決定について

執筆者: 紺野 博靖、大槻 由昭

1. はじめに

日本は、発電燃料およびガス原料として液化天然ガス(以下「LNG」という。)を調達しているが、その価格指標に関しては昨今様々な議論が存在するところである。これまでは地域独占・総括原価方式・燃料費/原料費調整制度のもとで、LNGの調達価格の変動リスク(以下「価格変動リスク」という。)は電力・ガスの消費者が吸収してきた。しかし、電力・ガスシステム改革が進むことで消費者に様々な選択肢が提供されることになると、消費者はその価格変動リスクを取らなくなる可能性があり、LNGの調達価格は川下の電力・ガス市場において競争力を持つ必要性が出てくるのが予想される。

この点に関連して、欧州委員会(European Commission)は、中欧および東欧諸国におけるガスプロムからのガスの調達価格に関して、本年5月24日付けでその決定を発表した。その決定中において、ガス価格の公正性に関する一定の指針を示している。無論のこと、本決定はLNGが対象ではなくパイプラインガスが対象であることに加え、欧州と日本とは関連する市場シェアや取引の構造等の状況に違いはあるが、LNGの価格指標に関する議論においてもなお参考になるとと思われるため、本稿ではその概要を紹介するものである。

2. 欧州委員会の調査の経緯

欧州委員会は、2012年8月31日に、ガスプロムに対する正式な調査手続きを開始した。ガスプロムは、中欧および東欧諸国における支配的なガス供給者であり、その市場シェアは殆どの国において50%を超えており、いくつかの国においては100%に迫るものであった。

EU機能性条約(Treaty on the Functioning of the European Union)の第102条は、加盟国間における取引に影響を与える可能

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

性がある、市場での優越的地位の濫用を禁止している。同条の適用に関しては、EU の独占禁止規則(欧州理事会規則 2003 年第 1 号)に基づき、欧州委員会および加盟国の国内当局による権限の行使が可能とされている。

欧州委員会によるガスパロムに対する調査の焦点は、ガスパロムからのガスの買主である「ガス卸売業者(gas wholesalers)」や「産業消費者(industrial customers)」が、ガスパロムから天然ガスを購入する価格の妥当性である。「ガス卸売業者(gas wholesalers)」からのガスの卸売価格は、家庭および事業者向けの小売り価格の決定に重大な影響を及ぼすものである。また、ガスの調達コストが「産業消費者(industrial customers)」の生産コストにおいて重要な役割を果たす場合においては、当該製品の価格に対しても影響を及ぼすものである。

一般的に、ガスパロムは、自らが販売する天然ガスの価格を、多くの石油製品の価格と連動させている(かかる連動を以下「石油価格連動」という。)。欧州委員会は、国別のガス価格が不公正なものであるか、不公正な場合にはその程度を調査し、ガスパロムによる石油価格連動による価格算定式が、かかる不公正性にどのように作用したのかといった点を検証した。ただし、欧州委員会は、ガス価格と石油の製品価格とを連動させることそれ自体を違法と認定したわけではない。また、ガスパロムのガス販売価格がそれぞれの国ごとに異なっているという事実を問題視したわけでもない。なぜなら、EU 加盟国それぞれにおける競争環境、たとえばいわゆる「エネルギーミックス」におけるエネルギー源としての天然ガスの重要性その他の事情は、各 EU 加盟国ごとに異なるものだからである。

今回の欧州委員会の調査では、当該加盟国における個々のガス価格水準が不公正なものであるかどうかを評価するために、ガスパロムのコスト構造や様々な地理的市場における価格、市場価格といった指標と、当該加盟国における価格との比較分析が行われた。かかる分析に基づき、欧州委員会は、2015 年 4 月 22 日付の異議申立書(Statement of Objections)において、ガスパロムとその買主との間の契約における特定のガス価格算定式が、ガスパロムによるガス販売価格を不公正たらしめているという、暫定的な結論を出した。先述の、ガス価格と石油の製品価格とを連動させるガスパロムの価格算定式は、売主たるガスパロムを、買主に比して著しく有利な立場に立たせるものであると思われた。この欧州委員会の暫定的な結論では、EU 加盟国中の 5 ヶ国、すなわちブルガリア、エストニア、ラトビア、リトアニアおよびポーランドにおいて、ガスパロムは不公正な価格を請求していたと指摘していた。

3. 欧州委員会の決定で示された行動指針

本年 5 月 24 日に発表された欧州委員会の決定は、ガスパロムに対して、以下のような詳細な行動指針を与えるものである。かかる行動指針はガスパロムの中欧および東欧諸国のガス市場における活動に重大な影響を与えることが予想される。

- ① ガスの流動性を阻害する契約条件の禁止
ガスパロムは、中欧および東欧諸国の買主による、クロスボーダーでのガスの転売を禁止する条項を除去しなければならない。
- ② 孤立市場へのガスの流出入の促進義務
ガスパロムは、中欧および東欧、具体的にはバルト三国およびブルガリアへのガスの輸入またはこれらの諸国からのガスの輸出を可能とするための対策を講じなければならない。これらの諸国は、他の EU 加盟国との連携が未だに不十分であり孤立した地域だからである。
- ③ 競争力のあるガス価格の確保のための構造化されたプロセス
ガスパロムは、当該買主が競争的な西欧のガス市場の価格水準(特に、流動性の高いガスのハブの価格水準)を反映した価格を確保できる手段を付与しなければならない。
- ④ ガス供給における優位的地位の利用禁止
ガスパロムによる、ガス供給者としての立場を利用することによって買主から獲得したガスのインフラに関する優位的な立場に基づく行為も禁止される。

上記の義務は総じて、欧州委員会の競争法上の懸念に対処するためのものであり、その目的は、中欧および東欧諸国におけ

る競争的なガスの流通を促進することにある。

4. 競争的なガス価格の確保のためのプロセス

上述のとおり、欧州委員会がガスプロムに求めた行動指針の一つは、中欧および東欧諸国が、競争的なガス価格を確保するためのプロセスを示すものであった(前記 3 に記述の行動指針③参照)。

もともと欧州委員会は、ガスプロムが、EU 加盟国のうち前記の 5 ヶ国(ブルガリア、エストニア、ラトビア、リトアニアおよびポーランド)に対して、他地域でのガス販売価格より高値でガスを販売していた可能性があるとの懸念を抱いていた。かかる懸念を受け、本年 5 月 24 日の欧州委員会の決定は、ガスプロムと長期契約を締結している当該諸国の買主に対して、将来支払うガス価格が競争的な価格となることを確保するための有効なプロセスを認めている。具体的には、以下のようなプロセスである。

- ① 買主は、西欧地域の競争的な価格指標と自己の契約価格に乖離がある場合には、値下げ要求をすることができる:
ガスプロムの買主は、当該買主に対するガス価格が、西欧地域における競争的な価格指標(流動性の高いハブ価格を含む)から乖離している場合には、より低いガス価格を要求できる契約上の権利を有する。かかる契約上の権利(オプション)は、2 年ごとという高い頻度において行使が可能であり、さらに 5 年ごとに行使可能な「ジョーカー」と名付けられた特別オプションも付与される。所定の市場分析を経て、既存の買主はかかる権利を、欧州委員会の決定後ただちに行使することができる。なお、ガスプロムは、今後契約する新たな買主に対しても同様の権利を付与しなければならないものとされている。
- ② 新規のガス価格は、西欧の大陸諸国のガス市場の競争的な価格水準に沿ったものでなければならない:
新規のガス価格は、西欧諸国における競争的な価格指標(流動性の高いハブ価格を含む)を反映したものでなければならないものとされている。所定の市場分析を経て、かかる指針は、西欧諸国における競争的なガス市場の価格水準を明示的に参照すべく大幅に改善された。当該ガスの参照価格は、大陸欧州における流動性の高いハブ価格、具体的にはオランダの Title Transfer Facility(TTF)およびドイツの NetConnect Germany(NCG)を含むものである。なお、この新規の安いガス価格は、過去の価格見直しの要請があった日に遡って適用される。
- ③ 確定した期限内にガスプロムが合意しない場合の仲裁:
もしガスプロムとその買主との間で新たなガス価格について 120 日以内に合意できない場合には、仲裁機関への提訴が可能であるとされている。この場合、仲裁人は、上述のような西欧諸国の価格指標を最大限考慮したうえで競争的なガス価格を判定しなければならない。さらに、今般の欧州委員会の決定によれば、当該仲裁は、EU 圏内で行われなければならないものとされている。かかる EU の仲裁廷は、EU の競争法を尊重し、かつこれを適用する義務を負っている。なお、欧州委員会は、「アミカス・クリエ」すなわち事件当事者ではない第三者として、仲裁手続きに介入する権利が認められている。

上記の施策は、該当する地域(東欧の 5 ヶ国)における競争的なガス価格を確保し、将来にわたって、石油製品に連動した当該地域のガス価格が、競争的な価格指標から大幅に乖離する状況の回避を可能とするものである。なお、これらのガスプロムの義務は、3 年以上の契約期間を有する全ての契約に適用される。というのも、本件で対象となったガス価格の不正に関する懸念は、競争的な価格指標からの価格の乖離を生じやすい契約、つまり一定期間以上の契約期間を有する(長期の)契約に関するのみ問題となるものだからである。

5. おわりに

以上、欧州委員会が本年5月24日に発表した決定において、ガスプロムに対して示された行動指針のうち、中欧および東欧諸国が競争的なガス価格を確保するためのプロセスを確認した。冒頭に述べたとおり、日本では、電力・ガスシステム改革が進むことで、発電燃料およびガス原料となるLNGの調達価格が、川下の電力・ガス市場において競争力を持ったものである必要性が出てくる。日本と欧州では市場の状況が異なるため、欧州におけるこの問題に関する考え方が日本での議論にそのまま当てはまることはないと思われるが、比較検討する上で、今回の欧州委員会の決定は参考になるところがあると考えられる。



この ひろやす
紺野 博靖

西村あさひ法律事務所 弁護士

h.konno@jurists.co.jp

2007年 ニューヨーク州弁護士登録。2014年より日本エネルギー経済研究所「エネルギーと法研究会」委員。現在、日本EU間「流動的で柔軟且つ透明性の高いグローバルLNG市場の促進・確立に関する協力覚書」に基づくLNG専門委員およびエネルギー憲章事務局・LNGタスクフォースチーム・メンバー。



おおつき よしあき
大槻 由昭

西村あさひ法律事務所 弁護士

y.otsuki@jurists.co.jp

2012年 ニューヨーク州弁護士登録。2015-2017年 独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 出向、2012-2014年 新日鐵住金株式会社 法務部国際法務室 出向、2012年 香港のウー・クワン・リー・アンド・ロー法律事務所、2011-2012年 ロンドンのノートン・ローズ法律事務所、2011年 南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2004年 東京大学法学部卒業 同年当事務所入所。近時の著書に「エネルギー法実務要説」(商事法務、2018年6月)等